# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
6	地方税(国民健康保険税)に関する事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩竈市は、地方税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

塩竈市長

#### 公表日

令和7年2月14日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	也方税(国民健康保険税)に関する事務				
②事務の概要	国民健康保険税の賦課、減免の決定、納税義務者への税額通知を行う。				
③システムの名称	国民健康保険税電算システム(国民健康保険システム)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、国民健康保険システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
住民情報システム(国保課税台	合帳ファイル)				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の16の項 ・別表第一主務省令の第16条				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	税務課				
②所属長の役職名	税務課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284				
8. 特定個人情報ファイル(	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	税務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5849				
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した				
適用した理由					

#### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		i ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	16年4月30日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和	16年4月30日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

#### Ⅲ しきい値判断結果

# Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書	•	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	<b>拖機関については、それそ</b>	デれ重点項目評値 	<b>西書又は全項目評価書において、リスク</b>	7対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた	<b>と入手を除く。</b> )			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 特に力を入れて	いる ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 特に力を入れて	เงื ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れて	เงื ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		]	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れて	เงื ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット「	ワークシステムを	を通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れて	いる ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 特に力を入れて	いる ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 特に力を入れて	いる ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業		1	]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 特に力を入れている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠			こ人為的ミスが発生するリスクへの対策をしている。 錠できる書棚等に保管し、USB台帳により管理することを		

9. 監査						
実施の有無		[〇] 自己点検	[ ]内部	『監査 [	[ ] 外部監査	
10. 従業者	に対する教育・	<b>啓発</b>				
従業者に対	する教育・啓発	[ 特に力を入れて行ってい	いる ]	2) 十分に	:>  を入れて行っている   行っている   行っていない	
11. 最も優	先度が高いと考	えられる対策	Ι	]全項目評価ス	スは重点項目評価を	実施する
最も優先度なる対策	が高いと考えられ	[8) 特定個人情報の漏え( <選択肢> 1) 目的外の入手が行わ; 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク 7) 情報提供ネットワーク 8) 特定個人情報の漏えに 9) 従業者に対する教育・	れるリスクへの: 事務に必要のパ 不正に使用されなけれるリスクへ いまなもあい。 システムを通じ システムを通じい・滅失・毀損リ	対策 ない情報との紐付けれるリスクへの対策 かの対策 かの対策(委託や情報提供 て目的外の入手が行 て不正な提供が行わ	<sub>共ネットワークシステムを通じ</sub> 「われるリスクへの対策	た提供を除く。)
当該対策は	十分か【再掲】	[ 特に力を入れている	]	2) 十分で	を入れている	
判断	の根拠	担当課において全職員(正職 策に係る研修」を実施している 直接研修を受講する・研修受 オンラインテストを実施して受	。 読者等が研修内			

#### 変更箇所

変更日 変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月20日	I-5②所属長	税務課長 小林正人	税務課長 武田光由	事後	
平成29年8月4日	I-4②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 提供なし	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の80の項	事後	
平成29年8月4日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	
平成29年8月4日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	
平成30年7月31日	Ⅰ-5②所属長の役職名	税務課長 武田光由	税務課長	事後	
平成30年7月31日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	平成29年4月30日時点	平成30年4月30日時点	事後	
平成30年7月31日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成29年4月30日時点	平成30年4月30日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	平成30年4月30日時点	平成31年4月30日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成30年4月30日時点	平成31年4月30日時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1 提出する特定個人情報 保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステ	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用 目的を超えた紐付け、事務に	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用 権限のない者(元職員、アクセ	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-5 特定個人情報の提供・ 移転(委託や情報提供ネット	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-6 情報提供ネットワークシ ステムとの接続	なし		事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-7 特定個人情報の保管・ 消去	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	Ⅳ-8 監査	なし	[O]自己点検	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-9 従業者に対する教育・ 啓発	なし	特に力を入れて行っている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年5月18日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	平成31年4月30日時点	令和2年4月30日時点	事前	
令和2年5月18日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成31年4月30日時点	令和2年4月30日時点	事前	
令和3年7月15日	Ⅰ-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の16,30の項	番号法第9条第1項 ・別表第一の16の項	事後	
令和3年7月15日	Ⅰ-4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	事前	令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図
令和3年7月15日	I-7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5728	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022 -355-5007	事後	
令和3年7月15日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和2年4月30日時点	令和3年4月30日時点	事後	
令和3年7月15日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和2年4月30日時点	令和3年4月30日時点	事後	
令和3年7月15日	IV-6 情報提供ネットワークシ ステムとの接続	特に力を入れている	[○]接続しない(提供)	事後	
令和5年3月20日		総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284	事後	
令和5年3月20日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	
令和5年3月20日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	
	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和4年4月30日時点	令和5年4月30日時点	事後	
令和6年7月5日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和5年4月30日時点	令和6年4月30日時点	事後	
令和6年7月5日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和5年4月30日時点	令和6年4月30日時点	事後	
令和6年7月5日	I-3. 個人番号の利用法令 上の根拠	- 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 ・別表24の項	事後	令和6年5月27日付で番号法 の一部が改正されたため
令和6年7月5日	I-4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携		○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務	事後	令和6年5月27日付で番号法 の一部が改正されたため